

精神保健福祉士の養成課程における
教育内容等の見直しの方向性について
(ワーキンググループでのこれまでの議論：
現状のご報告とご相談事項)

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会
ワーキンググループ 座長
田村 綾子(聖学院大学)

精神保健福祉士の目指すべき姿(全体像)(イメージ)と 養成課程における教育内容等の見直しに向けた検討・作業の主な論点

価値・理念

倫理原則、責務

視点

<目的、目標、業務等>

対象・課題：個人・集団、組織、地域、社会

レベル：ミクローメゾマクロ

◆各原論の在り方
と含むべき内容
は？

◆ソーシャルワー
クの基盤となる科
目在り方と含むべ
き内容は？

(社会福祉士養成
課程における教育
内容等との重複・
整理は妥当か？)

◆その内容や用語
は、理念か？目
的・目標か？知識
や技術なのか？

◆対象や課題のレベルは
様々であるが、どのよう
に学ぶのが妥当か？

◆課題別、対象・ライフサイ
クル別の考え方や科目化の
適否は？

◆社会や地域の捉え方と科
目における扱いは？

◆「学」なのか「論」なのか？各科目の学問的位置づけは？

◆基礎的な科目(医学、心理学、社会学、法学)をどう位置付けるか？

◆政策論、制度論、システム論、行政論等の在り方やその体系は？

◆「機能」「技能・技術」「理論・知識」の整理は明確か？

◆サービス論と援助論が整理されているか？(※資源として学ぶか、方法か)

◆制度、政策、サービス等の資源の取り扱いの「程度や範囲」は？

機能

技能/技術

理論/知識

「科目の体系整理」における課題と主な論点の整理(案)

課題1) 全体的かつ基本的な学問体系の整理と定義付け

課題2) 精神保健福祉(士)に関する知識と技能・技術の科目の整理

課題3) 福祉職、ソーシャルワークの基盤となる科目の整理

各科目の課題と論点を踏まえた対応（現時点での提案とご相談）

- ①ソーシャルワーカーにとって必要となる内容の整理をした上で、ソーシャルワークの基盤となる社会・人文・自然科学の基礎科目として、社会学、法学、心理学、医学等の学問の体系化を行ってはどうか。
 - ・医学と医療（保健学）を学ぶ科目としての内容の見直し
 - ・保健学の整理、「保健医療サービス」の科目内容の意義の検討と必要に応じた廃止
 - ・法学について、基盤として体系的に学ぶ法学の基礎（概論）と、各刑事司法制度の概要や仕組み、職種や機関の連携を学ぶ科目とを分ける
 - ・心理学について、人の心理を理解するために手厚くする必要性
 - ②現行「地域福祉の理論と方法」は、理論を「社会福祉原論」へ、方法を援助技術論（リハビリ論）に移行してよいか。地域福祉の理念を学ぶ意義を重視し、科目として残すべきか。
 - ③三障害一元化による相談支援が既に展開されている現状に鑑み、「障害者福祉論」として社会福祉士も共通に学ぶ科目とする必要があるか。
 - ④公的扶助・生活保護制度について社会保障の科目内で一体的に学ぶことはできるか。
 - ⑤児童やひとり親家庭、高齢、被災、外国人、生活困窮などメンタルヘルス課題を背景として生じる多様な支援課題についてどのように学ぶとよいか。
 - ⑥実習時間や期間、実習機関の拡充、実習指導者の要件等について見直す必要があるか。
 - ⑦社会福祉士との共通化が想定される科目について、内容をどのように検討するか。
- ※②④⑤について、必要に応じて参考人を招致して検討したい。

ワーキングにおける 養成カリキュラム見直しの方針

- 精神保健福祉士の養成にとって必要な教育内容について、精神保健福祉士の獲得目標を目指して検討する。
- その際、現行カリキュラムを素材にするが共通科目か専門科目かの別にこだわらず必要な教育内容を検討する。
- 精神保健福祉士の養成における中心的科目を明確にし、今回の改正の目玉とすること
- それを取巻くすべてを各「学問」として科目構成することは無理がある点について合意すること
- 内容の重複は避けるが、各科目の文脈において意味ある(目的が異なる、段階的に学習するうえで必要である、重要事項のため繰り返す必要がある)重複は積極的に取入れること

科目編成の提案(協議途中のものを含む)

- 精神保健福祉士の養成にとって中核を成す科目を1つ設け、①精神医療と福祉の歴史、②精神疾患や障害のある人への処遇の歴史とそれに対する問題意識、③精神障害者へのかかわりについてPSWが価値を構築してきた歴史、④現在の精神保健福祉士の価値(倫理綱領に基づく職責)、⑤「精神障害」「精神障害者」の定義と現状、を関連づけて学んではどうか。
- 現行の「現代社会と福祉」「福祉行財政と福祉計画」「地域福祉の理論と方法」に「福祉サービスの組織と経営」(社会福祉士科目)を加え「社会福祉の原論のような科目」「社会福祉制度とその運用について学ぶ科目」の2科目に統廃合してはどうか。
- 現行「保健医療サービス」については、医療保険制度や他職種の理解は他の科目で扱えるため共通科目から外し、医療ソーシャルワーカーのための科目としてはどうか。
- 現行「権利擁護と成年後見制度」は、ソーシャルワーカーに必要な法学を学ぶ科目に改編してはどうか。
- 現行「社会理論と社会システム」は、ソーシャルワークを取巻く周辺状況の理解を支えることができるような現代社会学のような科目に改編してはどうか。
- 現行「更生保護制度」(社会福祉士科目)は、刑事司法制度を学ぶ科目として改編し採用してはどうか。
- 現行「精神保健福祉の制度とサービス」「精神障害者の生活支援システム」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」は、精神保健福祉士に必要な制度論として再編してはどうか。
- 現行の援助技術論からリハビリテーション論を分離して方法を学ぶ科目としてはどうか。
- 現行「社会調査の基礎」(社会福祉士科目)の内容を見直し、社会福祉調査の基礎を学ぶ科目として採用してはどうか。

各科目の課題と主な論点 及び

科目の「意義・目的」、「ねらい(目標)」等について

共通科目：現行の科目名

人体の構造と機能及び疾病

心理学理論と心理的支援

社会理論と社会システム

社会保障

地域福祉の理論と方法

福祉行財政と福祉計画

現代社会と福祉

障害者に対する支援と障害者自立支援制度

低所得者に対する支援と生活保護制度

保健医療サービス

現行のカリキュラム(精神保健福祉士の養成課程における教育内容)における科目名

- ・共通科目
- ・専門科目
- ・参考:社会福祉士の専門科目

専門科目：現行の科目名

精神疾患とその治療

精神保健の課題と支援

精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）

精神保健福祉相談援助の基盤（専門）

精神保健福祉の理論と相談援助の展開

精神保健福祉に関する制度とサービス

精神障害者の生活支援システム

障害者に対する支援と障害者自立支援制度

精神保健福祉援助演習（基礎）

精神保健福祉援助演習（専門）

精神保健福祉援助実習指導

精神保健福祉援助実習

【参考】社会福祉士の専門科目：現行の科目名

社会調査の基礎

福祉サービス組織と経営

高齢者に対する支援と介護保険制度

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

相談援助の基盤と専門職

相談援助の理論と方法

相談援助演習

相談援助実習指導

相談援助実習

人体の構造と機能及び疾病

【ワーキンググループでの主な意見】

- 「医学」については、基本的な解剖学も必要ではあるが、対象理解や支援の基礎となる生理学や病態生理、人体の機能が特に重要でないか。
- 大項目2の「心身機能と身体構造の概要」は、治療の理解の前提としては必要であるが、現行の出題基準小項目のレベルまでは不要ではないか。各項目について、それぞれの重み付けが重要ではないか。
- 人と環境との関わりや健康の概念など公衆衛生学的な側面から医学を理解しておくことも、地域やコミュニティも対象とする観点から重要ではないか。医学における「予防」の観点を入れてはどうか。「精神保健の課題と支援」から一部抜粋するなど要整理。
- 「国際生活機能分類(ICF)」は他の科目でも学ぶため要整理。(かつての障害者福祉論等で取り扱う内容ではないか。)
- 解剖学ばかりに偏らないよう、かつての医学一般としての内容が漏れていないかも含めて、改めて整理する必要がある。
- 医学のみでなく、医療に関する一部内容や保健学に関する基本的内容を盛り込むよう「医学と医療」(と保健)という観点で整理してはどうか。(現行の「保健医療サービス」の科目の方向性と併せて整理。また精神保健福祉士においては「精神疾患とその治療」の科目と併せて到達目標を考える。)
- その他、遺伝、予防、感染管理、終末期などプロセス、リハビリテーションなど追加、整理すべき項目をそれぞれの重み付けと共に整理して盛り込む必要があるだろう。(※「遺伝」は、倫理の観点や遺伝疾患の観点で学んでおけばよい。)

人体の構造と機能及び疾病

【意義・目的(案)】

本科目は、ソーシャルワーカーが対象を医学的・保健学的観点から理解するために必要な、人体の構造と機能、ライフステージに沿った心身の変化や健康課題、健康や障害の概念などについて学ぶことを目的とする。また、医療・治療のみならず、予防・保健・回復等の観点からも人の心と身体を理解するとともに、公衆衛生的な観点で社会を捉えられるよう学ぶことを目的とする。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. ライフステージと健康(心身の成長・発達、生と死、老化、ライフステージ別の健康課題など)
2. 人体の基本的な構造と機能(対象の疾患・障害や予防・治療・回復の理解に必要な仕組みなど)
3. 疾病と障害の概要と成り立ち(代表的な疾患・障害の概要、ICD、DSMなど)
4. 健康と障害の捉え方(健康の概念、ICFなど)
5. 公衆衛生の概要
6. 医学的リハビリテーション(リハビリテーションの概念、機能的リハビリテーションなど)

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- 現行の科目の解剖学の比重を見直し、医学の基礎、機能学、生理学、公衆衛生学の内容を盛り込むよう見直してはどうか。
- ソーシャルワーカーの基盤となる、医学と医療(保健学を含む)について学ぶ科目として、ねらいや教育内容を整理してはどうか。

(余白)

心理学理論と心理的支援

【ワーキンググループでの主な意見】

- 心理学からの人間理解と体系理解が精神保健福祉士が「心理学」を学ぶ意義ではないか。人を理解するということと、心理的な支援の基本を学ぶことを目的とするべき。
- 心理療法は、どのように人の心を捉えるかという人間観(または人間観を作る理論)と併せて学ぶ必要がある。また、協働関係が作れるかどうか重要、そこに技法が上乘せされるものであり、学び方は見直しが必要ではないか。精神分析、認知行動療法、家族療法くらいに限定しても、横断的かつ縦断的な見立ては十分可能ではないか。
- 心理学の知識はソーシャルワーカーにおいては心理教育に活用されうるものであり、また、相手がどういう人か/どういう影響があるかを把握し、どのような背景を持っている人でも関わられるようにするために重要な科目ではないか。
- それぞれの価値観で生活している中で、相手にとって入りやすい話し方等がある。そういったコミュニケーションや対人関係の方法はミニマムスタンダードとして獲得・習得される必要がある。これらは教養科目でよいのか、心理学として学ぶべきか。
- 大項目1は「基礎心理学」の領域の内容であり、1)～10)は相談の中身や臨床に結びつけられるような内容となるよう整理してはどうか。「認知心理学」、「学習心理学」、情動、動機づけなども重要。「社会心理学」は社会理論とも一部重なるが、認知を扱う研究も多く、グループダイナミックスの理論などは援助場面でも必要な知識である。
- 大項目2は「発達心理学」の内容であり、脳の機能、脳神経、子どもの心理についても含めてはどうか。現状の小項目に含まれる内容を整理しつつ、「生涯発達(lifespan development)」と「心の発達の基盤」に中項目を分けるのはどうか。
- 「心理学と行動科学」という科目にしてはどうか。

心理学理論と心理的支援⇒仮「心理学と行動科学」

【意義・目的(案)】

本科目は、ソーシャルワーカーと対象の言動や行動(問題行動や症状を含む)を解釈する枠組みを理解し、構築するための科目である。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. 人の心の基本的な仕組みと機能
2. 人の心の発達過程
3. 心の不適當及び健康の維持、不適應からの回復に寄与する要因
4. 心理的なアセスメントと支援の基本
5. 心理検査や心理療法の概要

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- 現行の時間数と内容では、全体的に浅く広く学ぶ科目となっているが、意義・目的を踏まえての内容等の見直しはどのようにすべきか。
- 「心理学理論と心理的支援」については、人間理解の基盤となるため内容を充実させる必要がないか。特に発達心理学や認知心理学の観点は重要ではないか。

社会理論と社会システム

【ワーキンググループでの主な意見】

- 現行の科目名として、「社会理論」と「社会システム」という用語が“と”で並列している名称の根拠や理由が不明であり、かつ違和感がある。
- 現行のカリキュラムの内容として、「社会問題の理解」、「社会問題の捉え方」をまとめているが、マクロのニュアンスが強くなってしまいう懸念がある。システムで理解する対極には、人間の存在(ミクロ)を理解するという視点もあるはず。社会学・社会は多様な構成であり、1つにまとめるのは難しい。
- 精神保健福祉士、ソーシャルワーカーの実践にあたって、対象の背景を理解することは重要で「社会学」はその基盤となる重要な科目。また、特に理解すべき背景として、家族、ジェンダー、マイノリティなども重要であり、大中項目レベルの再整理が必要ではないか。
- 地域社会のコミュニティの機能が崩壊しつつあること、家族の多様化、モノの見方の多様化、ラベリングや差別と偏見の問題など、我々が作り上げているものが社会問題であるという意味での社会学、ソーシャルワークの前提になるものとして、思考の柔軟化につながるような科目にしてはどうか。
- 社会学は、多様性・複雑性に対しての理解のための学問や変化過程にあるものを幅広く捉えるための学問であり、ソーシャルワーカーに必要な学問としての社会学は、現代の特性を盛り込んだ「現代社会学」で十分ではないか。
- 元の科目名称における「社会システム」については、いわゆるメカニスティックなシステムではなく、ミクロ－メゾ－マクロの各レベルそれぞれの段階を特徴として捉えた意味での「システム」ではないか。ここでいう「システム」は「ランダムではない」という意味。

社会理論と社会システム⇒(仮)現代社会学

【意義・目的(案)】

本科目は、精神保健福祉士・ソーシャルワーカーが多様性・複雑性を理解することや変化過程にあるものを幅広く捉えることの基盤として、社会学における概念や定義、主要な理論を理解するための科目である。

また、個人・人生、家族、地域などミクロ－メゾ－マクロの各レベルにおいて、当事者のみでなくその背景も含めて対象を理解するため、加えて、格差、社会問題、差別、災害など現代社会への影響要素としての現代社会の諸相などからも、その対応を考えるための科目である。

【主な含まれるべき事項(案)】

0. (現代)社会学総論(社会学とは、社会学の理論と方法、社会学の領域構成、社会学と社会福祉など)
1. 構造と変動
2. 市民社会と公共性
3. 生活と人生
4. 自己と他者

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- 科目名称を「現代社会学」などとし上記の意義・目的の観点で見直してはどうか。
- 各社会理論については、主要なものは総論の項で紹介し、あとは小項目で例示することとしてはどうか。

現代社会と福祉

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・現行の本科目のように制度・政策のみを扱うような内容構成は不適であり、社会福祉に関する歴史的な展開も含めて学べるよう見直してはどうか。
- ・福祉政策の課題は個々のコマで教えても、その意義や目的と併せて理解できず学習効果が薄いので、社会学や社会福祉原論などに整理して系統的あるいは包括的に教えるよう見直してはどうか。
- ・現行の本科目では政策論と制度論が並列で記載されているが、政策論は社会問題をどのように捉えるかを論じ、その解決の方向性を示すもの（policy）であり、制度論はその政策を実行に移すための方法（計画、制度など）であり、両者を整理した科目構成が必要ではないか。
- ・福祉政策論は、社会福祉のあり方や方向性を論じるものなので、「社会福祉原論」のような科目で対応し、それを具体化する仕組みや方法を「社会福祉制度運用論」のような科目で整理するといったのではないか。

地域福祉の理論と方法

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・地域計画や住民計画の概念や方法などを学べる項目を作れないか。
- ・社会福祉のコアな取組みは地域福祉だが、社会福祉と地域福祉は限りなくボーダレスになっている。
- ・社会保障も含めた形で社会福祉・地域福祉について全体的な体系が教えられるカリキュラム必要である。
- ・共生社会・地域包括ケアは昔からある構想ではあるが、どのように政策論として組み立てていくのか検討が必要。
- ・単に制度ができた歴史を教えるだけでなく、運動史や実践史から教える必要がある。
- ・地域福祉の理念は科目名に冠しておき、しっかり教える必要があるのではないか。

福祉行財政と福祉計画

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・精神保健福祉士の養成課程において必要な内容かといった観点からは学ぶ必要性が低いように思われる。
- ・前回改正から10年経過しているが、制度の項目は賞味期限切れのものが多い印象である。制度は年々変わるため、政策や制度をそのまま教えるような科目としては不要ではないか。但し、行政や行政計画、財政などについて教えることは必要であり、他の科目で対応するなど検討。社会保障の科目で対応できるかも検討できるのではないか。
- ・また、科目名に対して現行の内容では十分でない個別の福祉計画について学ぶ必要はあり、援助論等で学ぶなど対応は要検討である。

現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営⇒(仮)社会福祉の原論の科目

【意義・目的(案)】

本科目は、社会福祉の理念と概念について、その歴史的変遷および理論的展開を踏まえて理解するための科目である。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. 社会福祉の原理(概念)をめぐる理論と哲学について理解する。
(社会福祉とは何か？社会問題、社会政策、社会福祉の概念理解)
2. 社会福祉の歴史的展開と理念の発展過程を理解する。
(社会事業、福祉国家、福祉構造改革→福祉の多元化、地域化)
3. 社会福祉におけるニーズと資源について理解する。
4. 社会福祉/地域福祉の主体と対象について理解する。
5. 地域を基盤とした社会福祉の理念と展開を理解する。
6. 現代の社会問題における社会福祉の役割について理解する。

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- 現行の本科目のように制度・政策を中心に扱うような内容構成にするよりも、社会福祉に関する歴史的な展開も含めて学べるよう見直してはどうか。
- 福祉政策の課題は個々のコマで教えても、その意義や目的と併せて理解できず学習効果が薄いので、社会学や社会福祉原論などに整理して系統的あるいは包括的に教えるよう見直してはどうか。

現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営

⇒社会福祉制度とその運用について学ぶ科目

【意義・目的(案)】

本科目は、「社会福祉原論」を踏まえ、今日の社会福祉制度の仕組みと実施体系を理解する。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. 社会サービスと社会福祉との関係および日本の社会福祉制度体系の全体像を把握する。
2. 社会福祉の実施体制(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。)について理解する。
3. 社会福祉制度運用の構成要素(行政・市場・国民の役割、福祉の供給と利用過程)について理解する。
4. 福祉計画の意義や目的、主体、作成過程について理解する。

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

・現行の「現代社会と福祉」では政策論と制度論が並列で記載されているが、政策論は社会問題をどのように捉えるかを論じ、その解決の方向性を示すもの(policy)であり、制度論はその政策を実行に移すための方法(計画、制度など)であり、両者を整理した科目構成が必要ではないか。

・福祉政策論は、社会福祉のあり方や方向性を論じるものなので、「社会福祉原論」のような科目で対応し、それを具体化する仕組みや方法を「社会福祉制度運用論」のような科目で整理するといったのではないか。

社会保障

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・公的扶助や保険制度と合わせて教える科目にできるか。
- ・社会保障と税の一体改革など、施策の内容を教えるだけでなくそのことが人びとの生活にどのような影響を与えるかを考え、制度を批判的にとらえる視点も学べると良い。
- ・生活保護法もここに入れるのがよいかどうか。

低所得者に対する支援と生活保護制度

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・生活保護制度については、社会保障の一環として系統的に学ぶ必要がないか。
- ・低所得者のみでない貧困については、援助論等でどう対応できるか要検討。
- ・生活困窮者自立支援制度なども学ぶ必要はあるが、制度ができるたびに科目として立てることは不要ではないか。また、生活困窮者は貧困とは限らないのではないか。理念等として学ぶこともできるのではないか。
- ・対象別でありつつ、対象理解として学ぶ科目としては現行の内容であれば、他の対象(児童や高齢者)なども含めて、専門科目のなかで教育内容としてどう盛り込めるかも検討する必要がないか。
- ・一方、精神障害者の保護受給率は高く、また生活保護制度において精神保健福祉士の担う役割も大きいことから制度の内容と課題、及び精神保健福祉士の役割や支援の方法等についても丁寧に学んでおく必要もある。

保健医療サービス

【ワーキンググループでの主な意見】

- この科目で、医療保険制度は不要ではないか。単に、制度を教える科目になっている。
- 現行の科目では科目名にある「保健」の保健学の内容がない。
- 医療ソーシャルワーク論のように、医療ソーシャルワーカーの学ぶべき内容として、MSWの業務指針を参考にして見直してはどうか。その場合、精神保健福祉士の科目としては外す(社会福祉士の専門科目となる)としてはどうか。
- 保健学という観点では、健康とは何かWHOの健康の定義を踏まえ、特に社会的、心理的、霊的(スピリチュアルな)健康とは何かを考え、傷病によってそれらがどのように侵されるのかを考える。また、予防概念の追求が、時として病むことや障害を負うことへの過度な危機感を発生させたり権利侵害にもつながりかねないことを知り(出生前診断や、かつての優生保護法の過ちの歴史などを兼ね合わせて学び)、公衆衛生の必要性和侵襲性の両局面を理解することが必要ではないか。
- 一方、単に保健学の科目とする場合、医学や精神医学、社会福祉の制度論と精神保健福祉論等で学ぶことができるので、共通にする必要はないのではないか。
- 多職種との連携・協働の内容は、医療の科目や基盤の科目等ほかの科目で対応できる(既に対応・重複している)のではないか。
- 診療報酬制度については、養成の段階でどこまで学ぶべきか検討すべきではないか。一方、就業先によっては卒後に現場で触れない学生もいるため、養成課程における教育内容等である程度把握しておくことも必要か。

保健医療サービス⇒(仮)医療ソーシャルワーク概論

【意義・目的(案)】

本科目は、医療機関(病気の治療や療養をするところ)で、ソーシャルワーカーが必要とされる意味を考え、どのような行動をとれば良いのかがイメージできるようになることを目指す。

【主な含まれるべき事項(案)】

- ・低医療費政策や国民皆保険制度の施行以前からの歴史や藤木訴訟、朝日訴訟などに触れることで、人の健康やいのちを国家が保障することの意味(憲法25条の実現の意義)を理解し、MSWが倫理綱領を踏まえ人権意識をもって傷病者の側に立つ専門職であることを認識する。
- ・傷病により入院・通院・訪問での治療や在宅療養等を要する人びとにとって、そのことが日常生活や社会生活にどのような影響を与えるかを想像し、制度や資源を活用することで不足を補完できることや、本人の希望の実現・ニーズの充足ができることを理解する。
- ・傷病の特徴とそれらに施される治療について想定しながら、社会保障制度や福祉的資源等に関する情報を患者に提供したり、他職種への情報提供と他職種からの情報収集を行い医療チームの一員として行動できる(業務のイメージが持てる)ようにする。
- ・傷病者が生活している地域や所属する医療機関が立地している地域の特徴や資源を把握し、傷病者が療養しながら生活するために必要な制度や資源を活用することで生活しやすくなることを知る。そのうえで、それら資源とのつなぎ役をどのように担えばよいかわかる(業務イメージが持てる)ようにする。
- ・患者や家族の当事者活動が何をすることなのか、それによって誰がどのような益を得るのかを知ること、その必要性和活用の意義を理解し、MSWが患者活動に側面的にかかわる姿をイメージする。
- ・ハンセン病や結核の歴史などに触れ、エイズなど特に一般市民から偏見をもたれやすい現代の疾患や難病の罹患者への施策(各種予防法や優生保護法なども含めて)を知り、その不備を補ったり普及啓発や施策の提言のための活動も自身の役割であることを知る。

権利擁護と成年後見制度

【ワーキンググループでの主な意見】

- 「権利擁護活動の実際」の項目は、パーソナルサポート、生活困窮者自立支援制度の内容の取り扱い。ケースワーク上は使いやすい仕組みである。
- 権利擁護の価値・理念は、成年後見制度に限らず「と」で繋ぐ科目名と内容に違和感がある。
- 法学の基本的な内容として、法の理念や概要を体系的に学ぶ科目が必要ではないか。
- 成年後見人等を担う精神保健福祉士、ソーシャルワーカーの存在はすでに社会的に認知されており、科目名を冠する必要はないのではないか。

権利擁護と成年後見制度

⇒ソーシャルワーカーに必要な法学の基本を学ぶ科目

【意義・目的(案)】

クライアントの多くが何らかの法律問題を抱えている現在、精神保健福祉士・ソーシャルワーカーが適時に適切な支援を行うためには、法的な問題を正確に把握した上で、支援の道筋を的確につけ、関係機関との交渉・連携を行うことが必要となる。本科目は、ソーシャルワーク活動を行う上で求められる最低限の法的知識を習得するための科目である。

- ① 全ての「法」に共通する基礎的知識を身につける。
- ② 支援活動を行う上で、問題の把握のために特に必要となる憲法、民法、刑法、行政法の基礎を理解する。
- ③ 権利擁護活動を実践する過程で直面しうる重要な問題について、法的観点から整理できる。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. 法学入門(法と規範、法の体系・種類・機能、法の基礎知識と解釈、裁判制度など)
2. 憲法(憲法とは、基本的人権など)
3. 民法(総則、契約、不法行為、親族、遺産管理など)
4. 刑法(基本原理、犯罪とは、刑罰など)
5. 行政法(行政組織、行為形式、義務履行確保、行政訴訟制度、地方自治法など)
6. 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

●法学として、ソーシャルワーカーの基盤として法学の基礎を体系的に学ぶ必要がないか。

障害者に対する支援と障害者自立支援制度

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・現在のカリキュラムでは歴史に関して教える科目が抜け落ちているのではないか。
- ・ただし、単に制度の歴史や変遷を教えるのではなく、障害者に対して世間や社会はどう扱い、どのように 変わって来たのか、障害者の方が社会的に排除され、社会的復権を成してきた「歴史」を教えるのは非常に重要ではないか。
- ・三障害一元化の流れの中でカリキュラムも対応したものとする必要があるのではないか。
- ・障害者基本法などの障害者関係の法体系において理解を深めることも必要ではないか。
- ・法律・制度の体系を中心に組み立て、システムやサービスは別科目へ整理する必要があるかないか。
- ・現行カリキュラムでは認識されていない新たな課題(自殺、引きこもり、アルコール依存症、高齢者精神など)について、精神保健の課題と支援の科目で対応するなど、整理も必要ではないか。
- ・(仮)「精神保健福祉制度論」や(仮)「精神保健福祉原論」で扱うことも可能であり現行カリキュラムの「精神保健福祉の制度とサービス」と重複しているが、三障害一元化の実態を踏まえ「障害者福祉論」とし、各福祉法と、障害者基本法から差別解消法まで網羅する科目に再編して共通化することも考えられるのではないか。

障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⇒(仮)障害者福祉論

【意義・目的(案)】

【主な含まれるべき事項(案)】

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- ・三障害一元化の実態を踏まえ「障害者福祉論」とし、各福祉法と、障害者基本法から差別解消法まで網羅する科目に再編して共通化することも考えられるのではないか。
- ・「精神保健福祉の制度を学ぶ科目」や「精神保健福祉の原論の科目」で扱うことも可能である。

精神疾患とその治療

【ワーキンググループでの主な意見】

- 「脳の構造と機能」が小項目にあるのはおかしい。
- 成因と分類の中項目に対して、小項目の抽象度がさらに高く曖昧。

精神疾患とその治療⇒(仮)精神医学と精神医療

【意義・目的(案)】

本科目は、代表的な精神疾病とその治療にかかわる精神科医療について大まかに理解し、精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解することにより、精神保健福祉士として様々な精神科治療現場において果たす役割について理解することを目的とする。

【主な含まれるべき事項(案)】

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

精神保健の課題と支援

⇒精神保健の現代の課題と支援について学ぶ科目

- グリーフケア、終末期ケアと緩和ケアとの整理が必要ではないか。
- 精神科リエゾンチーム、精神科救急などの内容を盛り込むことを検討してはどうか。
- 「心身症」概念は位置づけが難しい。
- 中項目に「関係法規」があるのは範囲が不明瞭ではないか。
- 単に精神保健概要だけではなく、予防と要因の項目を立てて着眼する。
- 630調査など統計調査を行う役割も増えており、それを学ぶ小項目を設定する必要はないか。
- 科目の立て方を「ライフサイクル」の視点でいくのか「課題」の視点でいくのかの方針決めが必要ではないか。
- 本科目は、アップデートされる精神保健や社会の課題を盛り込みながら支援の方法等についても学べる科目に見直してはどうか。他の普遍的な内容の科目とは趣旨を異ならせる。

精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ（基礎）

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・本科目は「相談援助」とは何かを理解するものとして、現行の内容を踏襲して修正を加える。
- ・相談援助の理論的展開と主要な実践理論（アプローチ）は本科目で押さえるべきである（精神保健福祉援助技術論との住み分け）。
- ・「精神保健福祉援助論」では、精神保健福祉士の発展過程（特に資格前史）は詳しく触れない（「精神保健福祉論」にてじっくり学習する）が、その価値・理念、視点や倫理綱領は教育内容に含むべきではないか。
- ・その項目や概念は「精神保健福祉の原論の科目」などと重なるが、価値・理念等は検討会でも「しっかり学ぶべきこと」との意見が出ているので、積み重ねの学習は「重複」とは異なる。特に抽象度の高い価値・理念を改めて「実践」においてどう具体化するかを学ぶ意義は大きいのではないか。

精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ（専門）

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・現行の本科目では、相談援助よりも法規定上の相談援助職名の内容が多くなっている。これらは制度論でも触れる内容なので、本科目では精神保健福祉士が行う「相談援助」の特性は何かを中心に組み立てるといいのではないか。
- ・検討会等の意見でも精神保健福祉士の専門性の可視化や行っていることを分かりやすく説明する力の必要性があがっていた（現在は不足している）。本科目はその点に対応した内容で構成してはどうか。
- ・精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ（基礎）と精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ（専門）は一先ず合わせて1科目として見直しを行う。その上で社会福祉士と共通する内容への対応を吟味してはどうか。

精神保健福祉相談援助の基盤

⇒ (仮)精神保健福祉相談援助論

【意義・目的(案)】

本科目は、ソーシャルワークの定義と精神保健福祉士の行っていることをその意図を含めて説明できることを目的とする。

【主な含まれるべき事項(案)】

- ①ソーシャルワークの定義を説明できるようになる。
- ②ソーシャルワークの理論的展開と代表的な実践理論/アプローチを理解する。
- ③ソーシャルワークの展開過程と実践上の原則について理解する。
- ④精神保健福祉士・社会福祉士の職責と専門職倫理について理解する。
- ⑤精神保健福祉士の支援の範囲及び支援対象を理解する。
- ⑥精神保健福祉士の業務特性とその概要について説明できるようになる。
- ⑦精神保健福祉士が行う他職種連携/多機関連携に関する基礎知識を習得する。

※①②③④は社会福祉士との共通、④⑤⑥⑦は精神保健福祉士の専門を想定

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

●精神保健福祉論との内容の整理をどうするか。

価値・理念、視点、倫理については教育の重要性が指摘されているため、複数科目で学習を積み重ねることに意味があるのではないか。

●社会福祉士の教育内容等との共通化・読替をどうするか。

精神保健福祉の理論と相談援助の展開

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・冒頭の大事項に援助関係の視点でイントロする。
- ・様々な実践モデルとアプローチは基盤へ移籍でどうか。
- ・支援プログラムの中に支援の無力感などを触れるコーナーが必要。
- ・援助技術の中にリハ論を組み込みプログラム化する案を提案
- ・わざわざ科目に立てる必要はないのではないか。← あった方がよいとの意見あり。
- ・重複するものが多いので、整理が必要
- ・概念・理念のコーナーを中事項で整理する。
- ・詳しいプログラム内容は援助支援論で行う。

精神保健福祉に関する制度とサービス

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・精神医療や精神障害者の福祉の歴史と一体的に学ぶ必要があるのではないか。
- ・「精神障害者の生活支援システム」、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」とは内容の重複やそれぞれの科目の目的が整理されていない。合わせて見直しをしてはどうか。
- ・社会調査は別科目を設けるべきではないか。
- ・介護保険制度は柱立てする必要があるか。
- ・更生保護を柱立てする必要があるか。

精神障害者の生活支援システム

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・制度論として見直し、障害者関係の法体系の整理が必要ではないか。その他大事項として、住まい、生活、就労などを柱にする必要があるのではないか。
- ・精神保健福祉法から障害者基本法を中心とした建て付けの検討。(精神保健福祉法は医療法的側面が強い。)
- ・精神保健福祉施策の動向を大事項として構成してはどうか。自殺、引きこもり、アルコール健康障害、認知症、高齢者精神など。

精神保健福祉相談援助の基盤・精神保健福祉の理論と相談援助の展開・精神保健福祉の制度とサービス⇒精神保健福祉の原論となる科目

【意義・目的(案)】

本科目の目的は、精神保健福祉の基本的枠組み(理念・視点・関係性)を習得することにある。それにより、精神保健福祉の基本的枠組みに基づいて、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義があることを理解し、専門職アイデンティティの基盤を獲得できる。精神保健福祉士を目指す者の原論となる科目である。

- ①日本の精神医療と精神障害者に対する福祉の歴史を学ぶ。
- ②精神疾患や精神障害をもつ当事者への処遇内容の変遷と、それに対する問題意識を持つ価値観を身につける。
- ③精神障害者へのかかわりについて精神医学ソーシャルワーカーが構築してきた固有の価値を学び精神保健福祉士の存在意義を理解して職業アイデンティティの基礎を築く。
- ④現在の精神保健福祉士の価値(倫理綱領に基づく職責)を理解する。
- ⑤精神障害と精神障害者の定義を学び障害特性を構造的に理解するとともに、精神科患者や障害者の生活実態と動向を学ぶ。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. 「障害者」に対する思想、障害者の社会的立場の変遷
2. 障害者福祉の基本的枠組み(理念・視点・関係性)、精神保健福祉の理念
3. 精神障害者の障害特性
4. 精神障害者が置かれてきた社会的立場や処遇について歴史的観点からの理解
5. 精神医学ソーシャルワークの基本的枠組み

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- 障害者福祉論との棲み分けと重複の在り方をどうするか。

精神保健福祉の制度とサービス・精神障害者の生活支援システム⇒(仮)精神保健福祉制度論

【意義・目的(案)】

本科目は、精神保健福祉士として実践するために、主要な法律や制度について精通し、各法律に規定されている精神保健福祉士としての役割を理解し、適正な遂行ができるよう、法律や制度の理解とともに、それら法律が必要となった背景や法律の限界、課題についても考えることができることを目的とする。

【主な含まれるべき事項(案)】

- ①精神保健福祉士が実践するために必要な各法律について、全体における位置づけを把握している必要があるという観点から、法制度の体系について理解する。
- ②精神保健福祉士が実践するため、法律に則った適正な支援等を行うことが必要であるという観点から、主要な法律や制度について理解する。
- ③精神保健福祉士として適正な実践を執行するために各法律における精神保健福祉士の役割について理解する。
- ④精神保健福祉士が実践するため、知っておいた方がよい周辺領域に関わる法律や制度について理解する。
- ⑤精神保健福祉士の実践に必要な法律や制度の課題について考える。

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- 障害者福祉論(仮)や、精神保健福祉相談援助論(仮)との整合性や棲み分けは妥当か。

精神保健福祉の理論と相談援助の展開

⇒ (仮)精神保健福祉援助技術論

【意義・目的(案)】

本科目は、

【主な含まれるべき事項(案)】

(旧精神保健福祉の理論と相談援助の展開・地域福祉の理論と方法)

- ①精神障害者を対象とした相談援助技術(個別援助、集団援助の過程と、ケアマネジメント等相談援助に係る関連援助を含む。)とその展開について理解する。
- ②精神障害及び精神保健の課題を持つ家族等を対象とした相談援助の基本的考え方を理解する。
- ③地域福祉とコミュニティソーシャルワーク(精神障害者の生活実態とこれらを取り巻く社会情勢、医療、福祉の状況を含む)の概念とその展開について理解する
- ④各分野における精神保健福祉士がかかわるソーシャルワークの対象及び支援の展開と役割について理解する。

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

精神保健福祉の理論と相談援助の展開

⇒(仮)精神障害リハビリテーション論

【意義・目的(案)】

本科目は、精神保健福祉士の行う相談援助活動に必要な、精神障害リハビリテーションの概念、プログラム及び方法について、医療機関で行う、または医学的リハビリテーションに限定しないものとして理解する。

【主な含まれるべき事項(案)】

- ①精神障害リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解する。
- ②精神障害リハビリテーションプログラムの知識と技術及び活用の方法について理解する。
- ③精神障害リハビリテーションにおける精神保健福祉士の役割について理解する。

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

社会調査の基礎

【ワーキンググループでの主な意見】

- 「社会調査の基礎」は大括り過ぎる。精神保健福祉士にも質的な調査、ミクロからメゾの小集団まででコミュニケーションの作業、理解の作業にもなり、対象の回りで何が起きているのかを把握できるような。ヒューマンサービスに共通している知識。
- 教育で例えば「教室で何が起きているか」を学ぶこと。支援計画を作るにも、何が問題なのかを理解できるように質的調査を重要な役割として期待したい。
- 調査は、人間理解に通じる。何を問題として捉えるか、という問題。ある程度データ化した根拠を示していられるようにする必要がないか。
- 科目内容を見直して、共通科目にしてはどうか。継続教育にもつなげていきやすいだろう。
- 座学も必要であるが、例えば「聴き取り調査」をする等(ライフヒストリーの録音、逐語など)人間理解のための社会背景までが押さえられるような工程の経験も必要ではないか。
- 統計の知識は、それほど詳細な内容まで必要ないのではないか。アセスメント、人間理解、実践的な意味での調査としての科目内容にすべきではないか。
- 多職種との連携・協働の観点でもエビデンスを示すことや根拠に基づく活動は必須。
- 根拠:科学的なもの、法制度的なもの。
- 医療においては錦の御旗に近いものとなっている。
- テキストのつくり方も工夫できないか。あまりにも簡単で同じパターンばかり。もっと教育的なもの。分担執筆にしすぎないことが大事。

社会調査の基礎⇒(仮)社会福祉調査の基礎

【意義・目的(案)】

本科目は、ソーシャルワーカーが「対象や関連する現象を分析的に理解する」ために必要となる社会調査についての基礎的知識を学ぶことを目的とする。ソーシャルワークが社会調査と密接に関連して発展してきた歴史を学び、数量的調査に関しては多様な調査結果を適切に理解できるリテラシーの習得、また、質的調査に関しては事例・小集団等についての記述報告を理解でき、必要に応じて実施できるところまでを目的とする。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. 社会調査の意義と目的
2. 社会調査と社会福祉の歴史的関係
3. 社会調査における倫理と個人情報保護
4. 統計法の概要
5. 量的調査の方法
6. 質的調査の方法

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

●社会福祉士の専門科目である「社会調査の基礎」については、ソーシャルワーカーの基盤として重要であり、精神保健福祉士の養成においても科目として学んではどうか。

福祉サービスの組織と経営

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・精神保健福祉士が就職後2～3年で施設長になるケースが多いなか、一定程度習得する必要はある内容ではないか。
- ・個別の支援や技能を学ぶ科目に目が行きがちだが、組織経営や運営管理など「管理者」について学ぶ科目や内容は重要ではないか。
- ・但し、養成の段階でどこまで学ぶ必要があるかという観点で、共通科目にすることは要検討ではないか。（専門科目のなかで教育内容として盛り込んでいけばよいのではないか。）
- ・精神保健福祉士として組織に働きかける視点や手法を学ぶ必要はあるが、現行の本科目ではその点が薄いのではないか。

高齢者に対する支援と介護保険制度

【ワーキンググループでの主な意見】

※これまでのワーキンググループでは細かな教育内容については、審議されず。

○高齢化社会を踏まえると、対象の理解としては重要。専門科目等において現行の内容を見直す必要性を確認。

○介護保険制度についての科目であれば、共通化する必要性は低いこと、加えて社会保障制度との重複もあることを確認。

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・児童や家庭に関する問題(児童虐待、引きこもり、子どもの自殺など)は非常に多く、社会的ニーズも高い。今回のカリキュラム見直しに合わせて対応すべき課題である。但し、科目をそのまま共通化することについては要検討ではないか。
- ・児童に関する問題は、家族・家庭のみでなく社会の問題として捉える必要があり、また単純な法制度を学ぶ科目となっている現行の内容は見直す必要がないか。
- ・社会学との整合性なども踏まえて、現代社会における課題の概要の項目と発展的な内容や支援に係る項目とを整理する必要がないか。(※精神保健福祉士の養成課程においては、当該科目で学ぶか、専門科目で内容を盛り込んでいるかを確認するかとは別途検討。)
- ・現行の科目において、虐待や家庭内暴力(DV)について小項目(キーワード)となっているが、別途項目を立てて学ぶ必要がないか。
- ・対象理解のための科目として、本科目で十分か、他の科目で網羅できているか。
- ・法制度については、児童福祉六法として整理すべきではないか。
- ・現行の内容では、専門職と任用資格について網羅・整理が必要ではないか。
- ・現行の「児童・家庭福祉制度の発展過程」の項は、以下などのように整理してはどうか。
 - 1) 保育・子育て支援、2) 児童健全育成、3) 母子保健、4) 社会的養護、5) ひとり親家庭支援、6) 障害・難病をもつ子どもと家族の支援、7) 非行・情緒障害

就労支援サービス

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・障害者雇用の法的義務に精神障害者が加わるなど、タイムリーな分野であり、就労支援は現場ニーズも高く、しっかりと学ぶことは必要ではないか。
- ・ただし、就労支援サービスとして科目をたてるより就労に関する制度や支援方法を、精神保健福祉の制度論や精神障害のリハビリテーション論などで教えることが可能である。
- ・精神保健福祉士課程においては不要と思われる（現在も含まれていない）。

更生保護制度

【ワーキンググループでの主な意見】

- ・精神保健福祉士の業務は更生保護に限らず、矯正処遇制度や医療観察制度など、様々な刑事司法制度を用いる場面があることから、これらの制度を包含して「刑事司法制度」と改めてはどうか。
- ・単に制度の内容を教えるだけでなく、なぜこの制度ができたのか、どういう経緯でできたのかなどの背景を教えていく必要があるのではないか。

更生保護制度⇒(仮)刑事司法制度

【意義・目的(案)】

刑事司法制度においては、高齢者・障害を抱える犯罪者への対応が大きな課題であり、刑事司法制度と福祉関係者との緊密な連携が求められている。さらに、刑事司法手続きの各段階において、犯罪者・犯罪被害者に対し、生活支援、精神保健上の支援などが求められるようになってきている。

本科目は、刑事司法制度の対象となった人々の福祉支援ニーズを把握し、適切な支援活動へと結びつけるために、その前提である基本的な刑事司法制度の仕組みを学ぶことを目的とする。

- ①刑事司法制度の基礎的枠組みを理解する。
- ②相談援助活動を行う可能性のある刑事司法の個別制度の仕組みを理解する。
- ③刑事司法制度内で実践しうる権利擁護活動の可能性をイメージする。

【主な含まれるべき事項(案)】

1. 刑事司法制度の概要
2. 矯正処遇制度
3. 更生保護制度
4. 医療観察制度
5. 刑の一部執行猶予制度
6. 犯罪被害者支援制度
7. 刑事司法制度における近年の課題

【見直しの方向性(提案)とその理由、及び相談事項】

- 刑事司法制度は更生保護制度に限らず、体系的に学ぶ内容としてはどうか。

各科目の課題と論点を踏まえた対応（現時点での提案とご相談）

- ①ソーシャルワーカーにとって必要となる内容の整理をした上で、ソーシャルワークの基盤となる社会・人文・自然科学の基礎科目として、社会学、法学、心理学、医学等の学問の体系化を行ってはどうか。
 - ・医学と医療（保健学）を学ぶ科目としての内容の見直し
 - ・保健学の整理、「保健医療サービス」の科目内容の意義の検討と必要に応じた廃止
 - ・法学について、基盤として体系的に学ぶ法学の基礎（概論）と、各刑事司法制度の概要や仕組み、職種や機関の連携を学ぶ科目とを分ける
 - ・心理学について、人の心理を理解するために手厚くする必要性
 - ②現行「地域福祉の理論と方法」は、理論を「社会福祉原論」へ、方法を援助技術論（リハビリ論）に移行してよいか。地域福祉の理念を学ぶ意義を重視し、科目として残すべきか。
 - ③三障害一元化による相談支援が既に展開されている現状に鑑み、「障害者福祉論」として社会福祉士も共通に学ぶ科目とする必要があるか。
 - ④公的扶助・生活保護制度について社会保障の科目内で一体的に学ぶことはできるか。
 - ⑤児童やひとり親家庭、高齢、被災、外国人、生活困窮などメンタルヘルス課題を背景として生じる多様な支援課題についてどのように学ぶとよいか。
 - ⑥実習時間や期間、実習機関の拡充、実習指導者の要件等について見直す必要があるか。
 - ⑦社会福祉士との共通化が想定される科目について、内容をどのように検討するか。
- ※②④⑤について、必要に応じて参考人を招致して検討したい。

科目群のイメージ(案)

1. ソーシャルワーカーとして人や社会に働きかけるため、対象や事象及びその背景を分析・理解するための基盤的な科目
2. 社会福祉を学問的基盤とする専門職の基礎として、思考や視点、理論を構築するための科目
3. ソーシャルワーク及び精神保健福祉の相談援助を実践する上で必要な知識や技能に関する科目
4. 精神保健福祉士として機能するための専門的な基礎を習得するための科目
5. 学習内容を統合させて精神保健福祉士として考え行動できる力を習得し、専門職としての研鑽課題を認識するための科目

科目群に対する科目構成の案(イメージ)

1. ソーシャルワーカーとして人や社会に働きかけるため、対象や事象及びその背景を分析・理解するための基盤的な科目
 - 1) 医学：(仮)医学と医療(基本的な保健学、保健医療サービスを含む)
 - 2) 心理学：心理学理論と心理的支援
 - 3) 社会学：(仮)現代社会学
 - 4) 法学：権利擁護と成年後見制度を含む
2. 社会福祉を学問的基盤とする専門職の基礎として、思考や視点、理論を構築するための科目
 - 1) 社会福祉の原論科目：地域福祉の理論と方法を含む
 - 2) 社会福祉制度とその運用の科目：精神保健福祉に関する制度とサービスの一部を含む
 - 3) (仮称)障害者福祉論：障害者に対する支援と障害者自立支援制度を含む
 - 4) 社会保障(低所得者に対する支援と生活保護制度を含む)？
3. ソーシャルワーク及び精神保健福祉の相談援助を実践する上で必要な知識や技能に関する科目
 - 1) (仮称)精神医学と精神医療？：精神疾患とその治療を含む
 - 2) 精神保健の現代の課題と支援に関する科目：精神保健学を含む
 - 3) (仮称)刑事司法制度：更生保護制度を含む
 - 4) (仮称)社会福祉調査の基礎
4. 精神保健福祉士として機能するための専門的な基礎を習得するための科目
 - 1) 精神保健福祉の原論の科目
 - 2) 精神保健福祉の制度に関する科目
 - 3) (仮称)精神保健福祉相談援助論
 - 4) (仮称)精神保健福祉援助技術論、精神障害リハビリテーション

※精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システムを含み再構築。
5. 学習内容を統合させて精神保健福祉士として考え行動できる力を習得し、専門職としての研鑽課題を認識するための科目
 - 1) 精神保健福祉の相談援助に関する演習
 - 2) 精神保健福祉の相談援助に関する実習指導
 - 3) 精神保健福祉の相談援助に関する実習

今後の主な検討及び作業(案)

- 検討会でのご意見等も踏まえて、引き続き、精神保健福祉士の養成課程における教育内容等として、各科目の意義・目的、ねらい(目標)、教育内容(含むべき事項、想定される教育内容の例など)について具体的な検討・作業を行う。
- 必要に応じて、演習、実習指導、実習の科目、及び教員等の要件についても、具体的な検討・作業を行う。
- 精神保健福祉士の養成課程における科目群の整理や体系化を行う。
- また、「ソーシャルワーカーの基盤となる教育内容は何か」という観点で社会福祉士と共通する科目や読替が可能な科目の在り方等についても、(社会福祉士での検討状況も踏まえながら)検討・作業を行い、必要に応じて調整を行うことを目指す。
- さらに、卒後教育や継続教育として引き続き研修・研鑽すべき内容については、「基礎教育(養成課程)で学ぶべき内容は何か」を整理するにあたって抽出・整理されたものがあれば、検討会での検討に向けて共有する。